

東京都大島町におけるキョン捕獲報奨金事業に関する確認事項

- 内容をご確認いただき、左側の□にチェック☑を入れてください
- 今回、新規で張り網や箱わなを設置する方 ⇒1 から回答ください（2 の回答は不要）
- 既に東京都が設置した張り網や箱わながある方は ⇒2 から回答ください

1 今回、新規で張り網や箱わなを設置する方

- 申請後、参加決定通知を送付いたします。張り網や箱わな（以下「張り網等」という。）の設置については、参加決定通知発送後に、順次、都が指定する事業者（以下「事業者」という。）からご連絡します。
現場確認のための事前調整のご連絡や張り網等の設置まで、数週間お時間をいただくことがあります。
また、現地確認及び張り網等の設置には立ち合いをしていただく必要があります。
- 張り網等の設置場所は、事業者による現場確認を踏まえて、都で決定します。全てのご希望に添えない場合があります。
また、1 申請当たり、張り網は約 50m 以内、箱わな 1 基の設置となります。
- 張り網等を設置するために草刈りや剪定等の整備が必要な場合は、張り網等を設置する前に申請者に行っていただきます。
- キョン以外の動物（鳥類、ネコ等）が誤って張り網等にかかってしまい、ケガ等をすることを避けるため、現場確認に時間を要する場合があります。
また、現場確認の結果、近隣でネコの屋外飼育等が確認された場合、張り網等の設置ができないこともあります。

2 既に東京都が設置した張り網や箱わながある方

- 申請後、参加決定通知を送付いたします。
- 張り網等を複数の場所に設置している場合、居住する住宅等に設置されている張り網等で、原則、毎日の見回り及び捕獲の通報を行うことができる張り網等が対象となります。
- 参加決定通知の送付までは報奨金の対象にはなりません。参加決定前に、キョンの捕獲等があった場合は、これまで通り速やかに大島公園事務所までご連絡ください。

3 共通事項（必ずご確認ください）

- 申請書に記載されている申請者氏名、住所、電話番号等張り網等の設置や捕獲された個体の回収に必要な情報については、都から事業者提供します。
- 張り網等にキョンがかかっているか、原則、毎日の見回りをお願いします。定期的な不在があり、毎日の見回りができない場合は、張り網等の設置をお断りします。
- キョンの回収受付は、平日 9 時から 17 時までとなります。16 時以降の受付は、翌営業日の回収となります。原則、夜間や土日祝日は対応できません。
また、通報をいただいてから、実際に事業者が回収に伺うまでには、時間がかかる可能

性があります。

張り網等にかかったキョンの回収のために、都または事業者が敷地内に立ち入ります。原則、立ち合いは不要です。

通報をいただき、事業者が回収するまでに何らかの理由でキョンが逃げた場合は、報奨金の支払い対象にはなりません。

また、申請対象の張り網等以外で捕獲されたキョンは報奨金の対象とはなりません。

年末年始の捕獲は行いません。年末に順次事業者が張り網等が作動しないよう作業を行い、年始も同様に順次再開します。作業の時期は、対応する張り網等の状況により前後する場合があります、作業日程等のご希望には対応できません。

報奨金の支払いについては、原則、毎月末締め、翌月末を目途に振り込みを行います。状況により遅れる可能性があります。

張り網等の設置場所について、申請書と併せて所定の無償使用承諾書をご提出ください。土地所有者と使用者が異なる場合は、使用者は事前に土地所有者の承諾を受けてご提出ください。東京都から土地所有者に連絡は致しません。

万が一、張り網等にキョン以外の動物（鳥類、ネコ等）がかかっていた場合、速やかにご連絡ください。

また、キョン以外の動物が張り網等にかかった場合は、一定期間張り網等を停止する場合があります。

なお、近隣でネコを飼育されている場合は、飼い主に事前にお声かけの上、申請してください。

張り網等の設置場所は東京都で管理をしており、移動は対応しません。

また、ご自身で移動したり撤去したりしないでください。やむを得ない事情がある場合は、東京都にご相談ください。

毎日の見回りをしていなかったことが判明した場合、申請を取り消す場合もあります。

その他、記載のない事項は、東京都の指示に従っていただきます。

上記の内容を確認し、承諾します。

令和 年 月 日

申請者 _____